平成２３年（フ）第１０９号
宮崎市潮見町151番地３　池田アパート２階
債務者　長友亜希子（旧姓長津）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１２号
宮崎市佐土原町上田島1500番地　市営住宅宝塔山43棟30号
債務者　梅﨑　晶子（旧姓影石）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６１号
宮崎県都城市山田町中霧島818番地の４
債務者　福岡　初夫
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第６２号
宮崎県都城市祝吉１丁目21番地８　中島貸屋
債務者　岩﨑　由美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第６７号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3502番地７
債務者　加藤　紫香
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第６５号
宮崎県延岡市若葉町１丁目108番地226
債務者　三原　和子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第３６号
鹿児島県鹿児島市福山町787番地２
債務者　西村　俊行
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
秋田市新屋扇町９番68号　ワイズウェーブ101号
債務者　齋藤　　恵
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９号
茨城県取手市宮和田915番地11
債務者　大久保二郎
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
茨城県取手市椚木904番地１
債務者　小松みどり
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
茨城県牛久市小坂町1890番地136
債務者　服部　　工
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
茨城県取手市双葉２丁目22番７号
債務者　池田　　操
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
長野県飯田市吾妻町88番地
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第２３８号
兵庫県西宮市若草町２丁目２番10―205号、前住所兵庫県西宮市鳴尾町５丁目７番16―203号
債務者　松本　龍司
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４０号
兵庫県尼崎市浜２丁目18番16号
債務者　加賀和　顕
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４３号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目56番17号
債務者　大成千津子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６８号
兵庫県西宮市津門宝津町８番21―102号、従前の住所兵庫県高砂市梅井３丁目４番６号
債務者　合田真由美
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係